

●●●● 2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について ●●●●

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者・小規模事業者の2021年度の固定資産税(償却資産含む)・都市計画税が軽減されます。

《適用要件》

- ・中小事業者等(個人、法人)であること。※
- ・2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計が前年同期より大幅に減少していること。

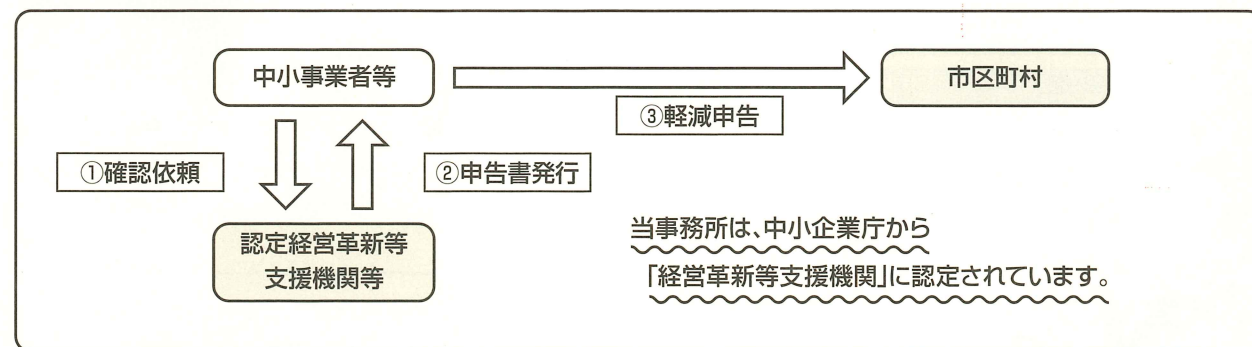
◇軽減率の計算方法は以下のようになります。

事業収入の対前年同期比	軽減率
50%以上減少	全額免除
30%以上50%未満	2分の1

(※)中小事業者とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合
- ただし、下記の要件①、②に該当する企業は対象外となります。
- ① 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

《申請の流れ(法人の場合)》



《申請期限》

2021年2月1日(月)まで

お知らせ

「税制研究」No.79(再刊第39号)が2月末に発行されます。
購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX: 03-3359-4434

誠に勝手ながら 12月30日(水)～1月4日(月) 年末年始休業いたします。

経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731、4734、4735、4737、4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 清水事務所
〒424-0847
静岡県静岡市清水区大坪1丁目7番23号
東海税研ビル3階
TEL. 054-347-1218

◆ 四谷 税研ビル
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
TEL. 03-3351-7401

あとかき

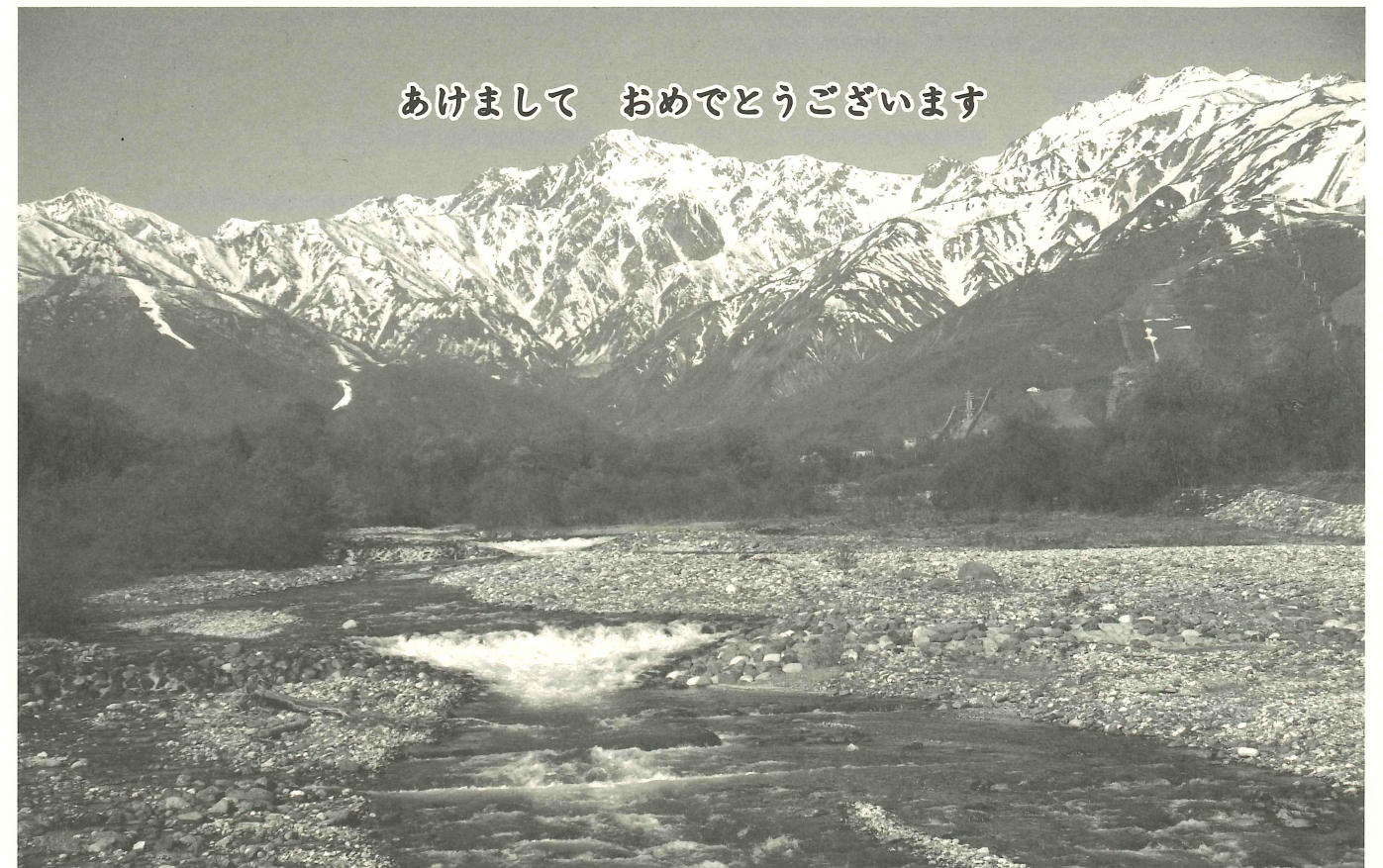
2020年を振り返ってみると、新型コロナウイルス感染症の話は避けて通れないかと思います。緊急事態宣言が発令され人とモノの流れが止まり、生活や仕事に多大なる影響を与えました。「仕事」では、在宅勤務や外出自粛を体験し、「出社するのが仕事」という価値観は変わり、「対面」の必要性や重要性についても考えることになったのではないのでしょうか。

2021年には1年間延期された東京オリンピックがいはよいよ開催されます。2020年9月、IOCのコーツ副会長は「新型コロナウイルスが完全終息していなくても開催する」と述べました。日本にとっては、確実に開催して低迷する経済を回復させたいところですが、一番大切なのは人々の健康です。今後の対策やワクチンの動向に注視し、開催された際には全身全霊で選手を応援したいです。(西澤)

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 http://www.zeiken.org/



長野県白馬岳(撮影 田中克巳)

寒い季節と新たなウイルス

代表社員 進藤 雄三

これから寒い季節に入り、コロナ禍は更に拡大することが想定されます。

政府や東京都は、当初「ステイホーム」を連呼し、感染が少し収まると「GoToトラベル」を始め、感染が再び急増してくると全面ストップと、コロナ対策は混迷中です。日本には国民皆保険制度があり、マスク・手洗いなど衛生観念も高く、医療従事者の献身的な努力も相まって、他国に比し感染率や死亡率が低いと言われていますが、新型コロナは私のような基礎疾患を持つ高齢者には恐ろしいウイルスです。

しっかり対応しないと、中小企業経営は大きな打撃を受け、命の最後の砦である医療現場も崩壊しかねません。まもなく欧米メーカーから大量のワクチンが供給されるとのこと、世界のコロナ禍が早急に収まることを願いたいものです。

さて、このコロナ騒動下に埋没させてはならないのは、菅首相による「日本学術会議」会員の任命拒否問題です。

会員の任命は、日本学術会議法では「優れた研究又は業績がある科学者」を学会等が推薦し、それに基づき政府が任命

することになっています。同会議の創設時、吉田首相(当時)は「時々の政治的便宜のための制肘(干渉や妨げ)を受けないよう高度の自主性が与えられている」と明言し、また1983年中曽根首相(当時)も、「会員の任命は、各学会等が推薦権を握っており、政府の任命は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立はあくまで保障されるもの」と発言していました。

歴代大物政治家の意向に反し、菅首相は推薦された6名の任命を拒否したにも拘らず、国会でもその拒否理由を説明しない(説明できない)でいます。

任命を拒否された6名は、憲法改正案や特定秘密保護法など、時の政府の政策に批判的だった科学者です。このような人事権そして予算枠を背景とした暴挙を許せば、科学者の自律的な研究活動や自由な議論を萎縮させることになります。そうなれば、現在のマスメディアや官僚組織の一部がそうであるように、科学者組織にも自主規制と忖度が蔓延することになるでしょう。

この新たなウイルスは、新型コロナより強い感染力を持つ恐ろしいウイルスです。

2020年分確定申告TOPICS

改正チェックポイント

1. 給与所得控除・基礎控除の改正

給与所得控除が一律10万円引き下げられ、上限額が195万円に引き下げられました。
基礎控除額が10万円引き上げられ、新たに所得制限が設けられました。
なお詳細は税研ネットワーク№39(2020年8月発行) をご参照ください。

2. 公的年金等控除の改正

公的年金等控除額が原則10万円引き下げられました。公的年金等収入以外の合計所得が1,000万円超の高所得者においては、さらに控除額が引き下げられ、公的年金等控除額に上限が設けられました。

3. 所得金額調整控除の新設

給与所得控除と基礎控除の改正により、高所得者の税負担が増えることになったため、所得金額調整控除が新設されました。

i 子ども・特別障害者等を有する者

子育てや介護に対する配慮の観点から、特別な事情のある人の負担が増えることのないよう所得金額を調整する制度が新たに設けられました。
給与等の収入金額が850万円を超える人が、次の《適用要件》の①～③いずれかに該当する場合は《調整額》の金額が給与所得から控除されます。

《適用要件》

- ① 給与所得者本人が特別障害者である場合
- ② 23歳未満の扶養親族がいる場合
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

《調整額》

(給与等の収入金額－850万円) × 10%
※最高15万円

ii 給与所得と年金所得の双方を有する者

給与所得と年金所得の両方がある人は、控除額の引き下げが重複するため、次の《適用要件》に該当する場合は《調整額》の金額が給与所得から控除されます。

《適用要件》

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合

《調整額》

(給与所得控除後の給与等の金額※) ＋
(公的年金等に係る雑所得の金額※) －10万円
※10万円超の場合は10万円

4. ひとり親控除の新設と寡婦控除の改正

ひとり親控除は、原則としてその年の12月31日時点で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の《適用要件》の①～③のすべてに該当する場合に受けることができる控除です。

《適用要件》

- ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと
- ② 生計を一にする子がいること (総所得金額等 48万円以下)
- ③ 合計所得金額が500万円以下であること

寡婦控除は、原則としてその年の12月31日時点で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次の《適用要件》の①、②のいずれかに該当する場合に受けることができる控除です。

《適用要件》

- ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 (②の場合、扶養親族の要件はありません)

●事実婚(住民票の続柄に夫(未届)、妻(未届)の記載がある場合)は控除対象外となります。

●寡夫控除は廃止されました。

新型コロナウイルス感染症に影響に関連して支給される給付金等の課税の関係

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う給付金は法人税や所得税の課税の対象となる場合もあり、申告の際にはご注意ください。

	課税の対象
持続化給付金	○
特別定額給付金	×
家賃支援給付金	○
雇用調整助成金	○
感染拡大防止協力金	○
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等への慰労金	×



Check Point

消費税の課税区分は「対象外」となります。

2020年分の確定申告 モデルケース

ケースⅠ Aさん66歳・個人事業主（女性）の場合



・公的年金等収入 240万円
・事業収入 900万円

・離婚後、婚姻していない
・生計を一にする子(21歳・所得30万円)
・電子による申告

		改正前	改正後
雑	公的年金等収入	240万円	240万円
	公的年金等控除	△120万円	△110万円
	雑所得 A	120万円	130万円
事業等	収入	900万円	900万円
	経費	△455万円	△455万円
	青色申告控除	△65万円	△65万円
	事業所得 B	380万円	380万円
合計所得金額 C(A+B)		500万円	510万円
所得から差し引かれる金額	寡婦控除	△35万円	0万円
	扶養控除	△63万円	△63万円
	基礎控除	△38万円	△48万円
	合計 D	△136万円	△111万円
課税される所得金額 E(C-D)		364万円	399万円
所得税額 E×20%－427,500		30.05万円	37.05万円

チェックポイント① 公的年金等控除

公的年金等控除が原則10万円引き下げられました。

チェックポイント② 青色申告特別控除

青色申告特別控除額が55万円になりました。
※電子申告を行うことで、改正前と同額の65万円の青色申告特別控除が適用されます。

チェックポイント③ 寡婦控除

合計所得金額500万円以下の要件があり、寡婦控除の対象になりません。

チェックポイント④ 基礎控除

基礎控除が10万円引き上げられました。

ケースⅡ Bさん48歳・会社役員（男性）の場合



・給与収入 2,700万円
・不動産収入 1,000万円

・配偶者あり(専業主婦)
・生計を一にする子(13歳)
・電子申告はせず、書面による申告

		改正前	改正後
給与	給与収入	2,700万円	2,700万円
	給与所得控除	△220万円	△195万円
	所得金額調整控除	－	△15万円
	給与所得 A	2,480万円	2,490万円
事業等	収入	1,000万円	1,000万円
	経費	△300万円	△300万円
	青色申告控除	△65万円	△55万円
	事業所得 B	635万円	645万円
合計所得金額 C(A+B)		3,115万円	3,135万円
所得から差し引かれる金額	配偶者控除	0万円	0万円
	基礎控除	△38万円	0万円
	合計 D	△38万円	0万円
課税される所得金額 E(C-D)		3,077万円	3,135万円
所得税額 E×40%－2,796,000		951.2万円	974.4万円

チェックポイント① 給与所得控除

給与所得控除額が引き下げられました。
※控除額は所得に応じて変わります。

チェックポイント② 所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超える人で23歳未満の扶養親族がいる場合、最高で15万円控除がとれます。

チェックポイント③ 青色申告特別控除

青色申告特別控除額が55万円になりました。
※電子申告を行うことで、改正前と同額の65万円の青色申告特別控除が適用されます。

チェックポイント④ 基礎控除

基礎控除が10万円引き上げられました。
また、新たに所得制限が設けられ、合計所得が2,500万円を超えると基礎控除額が0円になります。